

宮崎県地域経済振興 100 年企業顕彰 制度の概要

1 目的

長年にわたり企業活動を行い、本県経済の振興や発展に寄与した県内企業を顕彰することにより、県内企業の持続的な発展と従業員の勤労意識の高揚、県民の県内企業への理解促進を図り、本県経済の活性化に繋げる。

2 顕彰の対象

次の項目を全て満たし、かつ、主に商工観光分野において本県経済の振興や発展に貢献した長年の功績があり、県内企業の模範として推奨できる企業とする。

- (1) 過去 5 年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた企業でないこと。
- (2) 県内に本店を有する企業であること。
- (3) 顕彰対象年度の 4 月 1 日から起算して 100 年前の 3 月 31 日以前に創業し、かつ、創業時から現在まで事業を継続していること（事業承継や合併、法人成りなどの場合も、一貫して事業を継続していれば対象とする。また、戦争などのやむを得ない事情により事業を一時中断した場合も、事業を継続していたものとみなす。）。
- (4) 企業の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (6) 県税の未納がないこと。
- (7) その他、法令上又は社会通念上顕彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。

3 応募方法

県内の市町村や商工関係団体等からの推薦による。

4 選考と決定

県に設置する選考委員会の選考結果に基づき知事が決定

5 表彰の時期

毎年度 1 回

6 過去の受賞企業数

令和 4 年度：177 社

令和 5 年度：18 社

令和 6 年度：15 社